

# W T O の動きについて

平成 1 6 年 7 月  
農 林 水 産 省  
生 産 局 畜 産 部

## 大島一般理事会議長の枠組み合意案の概要

1. 貿易交渉委員会（TNC）議長の報告に留意すると共に、以下の行動をとることに合意。

### a. 農業

- ・ 附属書 A の枠組みを採択。

### b. 綿花

- ・ 綿花に関する分野別イニシアティブの重要性を再確認。この問題の貿易関連側面は、附属書 A の要素に留意。
- ・ 綿花イニシアティブは開発関連側面を重視し、貿易と開発のそれぞれの側面の間での補完性を強調することを希望。
- ・ 事務局に対し、進展に関して定期的に報告するよう指示。

### c. 非農産品アクセス

- ・ 附属書 B の枠組みを採択。

### d. 開発

- ・ 開発への懸念はドーハ閣僚宣言の不可分な一部。ドーハ開発アジェンダの開発側面の達成に改めて専念。市場アクセスの向上、バランスのとれたルール、貿易関連技術協力及びキャパシティ・ビルディングの重要な役割を強調。
- ・ 非農産品市場アクセス及び農業交渉における途上国の市場アクセスでの削減約束は、合意される基準で、特定分野の開発レベルとともに、食料安全保障、農村開発及び生計に関する懸念、そして、これまでの自主的自由化を考慮。特惠依存国、一次産品依存国及び食糧純輸入開発途上国特有の懸念は、ドーハ・ラウンドで着手された多角的自由化約束の関連において手当。小規模で脆弱な途上国の懸念は、加盟国に下位範疇を設けず、完全に考慮。
- ・ 貿易及び開発に関する委員会特別会合に対し、協定別の全ての未解決の提案の検討を迅速に完了し、決定のための明確な勧告とともに、[ ... ]までに一般理事会に報告を指示。更に貿易及び開発に関する委員会に対し、ドーハの権限の範囲内で、分野横断的な課題、監視機関及びWTO規定の構造への途上国に対する特別かつ異なる待遇の取り込みを含めた、その他すべての未解決の問題に関する作業を速やかに行い、一般理事会に適切に報告するよう指示。
- ・ カテゴリー 2 の提案で触れられた全てのWTOの機関に、迅速に提案の検討を完了し、決定のための明確な勧告とともに、遅くとも[ ... ]までに、一般理事会に報告するよう指示。途上国が議論に完全かつ効果的に参加できるよう、可能な限り会合が重ならないようにする。
- ・ 途上国、そして特定の後発開発途上国は、更なる貿易関連技術協力と能力構築を与えられるべき。この一環で、LDCのための貿易関連技術協

力の統合フレームワーク及び共同技術支援計画を含む、他の機関との更なる連携を歓迎かつ奨励。

- ・ T N C、交渉会合、そして他の関連する W T O 機関に対し、適切な解決策を見つける努力を倍加することを優先事項とするよう指示。事務局に対し、T R I P S 協定の 2 3 条のワインやスピリッツ以外の製品への地理的表示の保護拡大に関連する課題を含めた、特定の項目に関し行っていた協議を続けるよう要請。一般理事会は進展を評価し、遅くとも[ ... ]までに必要な行動をとる。

#### **e . その他の交渉グループ**

- ・ サービス貿易理事会特別会合、T R I P S 理事会、紛争解決機関、貿易と環境に関する委員会、ルールに関する交渉グループの T N C への報告に留意。交渉の分野の全てを進展させるという加盟国のコミットメントを再確認。
- ・ サービス貿易理事会特別会合からの附属書 C (略) の勧告を採択。
- ・ 紛争解決機関特別会合の作業は同議長の T N C 報告にある基礎に基づき継続すべきとの T N C 議長勧告を採択。

#### **f . 貿易円滑化**

- ・ 貿易円滑化の交渉の開始を決定。
- ・ 交渉は附属書 D (略) のモダリティを基礎として実施。
- ・ 貿易と投資、貿易と競争、政府調達の高透明性については、ドーハ・ラウンドの間、W T O において交渉に向けた作業は行われないことに合意。

#### **g . 作業計画の他の要素**

- ・ 作業計画のうち交渉を含まない要素について高い優先度をおくことを再確認。全ての分野においてマンデートを実施するコミットメントを強調。
  - ・ 一般理事会及びその他の関連機関は、第 6 回閣僚会議に報告する。
  - ・ 実施に関わる問題及び懸念に関するドーハ閣僚決定のパラ 1 1 . 1 及びドーハ閣僚宣言のパラ 3 4 のモラトリアムは、第 6 回閣僚会議まで延長。
- 2 . ドーハ開発アジェンダの均衡のとれた総合的な成果の終結に向けて努力を倍加するよう全ての加盟国に要請。

## 附属書 A 農業でモダリティを確立するための枠組み

### 1. 前文

農業交渉の現在の段階の出発点は、ドーハ閣僚宣言のマンデート。これは、根本的改革のプログラムを通じた、公正で市場指向型の貿易体制の構築という農業協定の長期目標にも盛り込まれている。以下の要素は、交渉のこの時点で求められる追加的精密さと、次の段階における完全なモダリティに向けた交渉の基礎を提供。ドーハ・マンデートに規定された野心の水準は、引き続き不可欠な参照すべき論点。

最終的なバランスは、これら一連の交渉の決着時に一括受諾の下でのみ見いだされる。このバランスを達成するため、今後検討されるモダリティは、途上国に対する特別かつ異なる待遇のための、運用上効果的で意味ある規定を含む必要。農業は、途上国の経済成長に決定的に重要であり、途上国がその開発目標、貧困削減戦略、食料安全保障及び生計に関する関心を支援する農業政策を追求しうる必要。ドーハ宣言で言及されている非貿易的関心事項が考慮される必要。

3分野全ての改革は、相互に関連した全体を構成しており、バランスのとれた、公平な手法で対処される必要。

綿花は、引き続き多くの加盟国にとって重要な問題であり、農業交渉に不可分なものとして野心的かつ迅速に対処。

### 2. 国内支持

全体的削減：階層方式

- ・ 総合AMS、デミニミス及び青の政策から成る全ての貿易歪曲的支持の合計は、階層方式に従って削減。
- ・ より大きな水準の貿易歪曲的措置を有する国がより大きな削減。

総合AMSの最終約束水準：階層方式

- ・ 総合AMSの最終約束水準は、階層方式により、実質的に削減。
- ・ 大きな総合AMSを有する加盟国は、より大きな削減。
- ・ 異なるボックス間の単なる移動による農業協定の目的の迂回防止のため、品目別AMSの上限を、今後合意される基準期間における平均水準に設定。
- ・ 品目別AMSの上限の一部は削減。

デミニミス

- ・ デミニミスは、今後合意される割合により削減。

青の政策

- ・ 農業改革の促進に果たす青の政策の役割を認識。青の政策の要件は次のとおり。

- 生産調整の下での直接支払については、一定の面積支払等の要件。
- 現行の生産にリンクしない直接支払については、一定の面積支払等の要件に加え、いかなる生産も要求されないことが追加的要件。
- 青の政策は、今後合意される実施期間が終了するまでに、過去の期間の農業総生産額の平均の一定割合を超えない水準とする。

#### 緑の政策

- 緑の政策の基準は、貿易歪曲的な影響又は生産に対する影響が全くないか又はあるとしても最小限であることを確保する観点から再検証。この再検証においては、緑の政策の基本的な概念、原則及び効果が維持され、非貿易的関心事項が考慮される必要。

### 3. 輸出競争

ある確かな期日までに、全ての輸出補助金を並行的に撤廃するための約束及び全ての輸出措置に同等の効果を持つ規律を適用することに合意。

#### 撤廃期限

- 以下は、今後合意される期限までに撤廃。
  - 輸出補助金
  - 輸出信用及び輸出保証の貿易歪曲的要素（償還期間を商業ベースの期間（180日）まで短縮すること等による）
  - 国家貿易企業による輸出販売に関する貿易歪曲的行為（直接・間接的補助金、損失補償を含む）。透明性確保のための手続きの確立。輸出独占権の今後の使用に関する問題はさらなる交渉。
  - 食料援助を余剰農産物処理や商業的輸出の代替とすることを防ぐ観点から、今後合意される効果的な規律に服さない食料援助。

### 4. 市場アクセス

#### 単一のアプローチ：階層方式

- 先進国及び途上国に対する単一のアプローチとし、関税削減は階層方式による。
- 関税削減は、譲許税率からの削減。
- 全ての加盟国（LDC諸国を除く）が貢献。特別かつ異なる待遇は、全ての要素の不可欠な一部。
- 関税削減は、センシティブ品目に対する柔軟性を認めつつ、高関税ほど大幅な削減を行うことにより達成。市場アクセスの実質的改善は、全ての品目について達成。
- 階層の数、階層の決め方及び各階層内における関税削減方式は、今後の交渉の対象。
- センシティブ品目の異なる扱いを認める階層方式の下での上限関税の役割については、更なる評価が必要。

#### センシティブ品目の選択

- 枠外税率を設定している関税品目は、センシティブ品目として認められる関税品目の最大許容数に極めて近いとみなされる。

## センシティブ品目の扱い

- ・ 「市場アクセスの実質的な改善」は、各関税品目に適用。
- ・ 「市場アクセスの実質的な改善」は、各関税品目に適用される関税割当約束及び関税削減の組み合わせを通じて達成される。しかしながら、この交渉におけるバランスは、最終的な交渉結果が、各品目のセンシティブリティをも反映している場合にのみ達成し得る。
- ・ 各関税割当品目に関し、関税割当の拡大のための何らかの要素が要求される。今後の交渉において、一貫性と公平性を考慮して、そのような拡大のためのベースがつけられる。枠外税率の最低削減率を設定。

## 5 . その他の要素

- ・ 枠内税率の削減又は撤廃及び既存の関税割当に関する関税割当運用の改善。
- ・ 今後合意される方式によるタリフ・エスカレーションへの対応。
- ・ 農業の特別セーフガード（SSG）の問題は、今後の交渉の対象。

## 6 . 途上国のための特別かつ異なる待遇

- ・ 途上国のセンシティブ品目の選択及び取扱いは、交渉において確立。
- ・ 特別品目（SP）、特別セーフガード措置（SSM）の条件及びセンシティブ品目の選択及び取扱いの問題に関し、一貫性が必要。
- ・ 特惠マージンの重要性は、十分に認識。特惠マージンの浸食の問題は、今後対処。

## 7 . 後発開発途上国（LDC）

- ・ 後発開発途上国は、特別かつ異なる待遇の全てが適用され、削減約束を求められない。
- ・ LDC諸国のための無税無枠アクセスの問題は、今後の検討の対象。

## 8 . 新規加盟国

- ・ 新規加盟国の特別の関心事項は、今後合意される条件の下で対処。

## 9 . その他の論点

- ・ 今後対応されるべき論点に留まるのは、セクター別イニシアティブ、差別的輸出税、地理的表示。

## 附属書 B

### 非農産品市場アクセス交渉のモダリティを確立するための枠組み (ヨハンソン議長の大島一般理議長への書簡を踏まえたもの)

#### 1. 関税削減方式

個別品目ごとに適用される定率でない関税削減方式に関する作業を継続。

- ・ 削減対象品目は、事前に例外を設けない、包括的なものであるべき。
- ・ 関税削減は譲許税率からの引下げとする。ただし、非譲許品目については実行税率の [ 2 ] 倍からの引下げとする。
- ・ ウルグアイ・ラウンド以降に WTO の最恵国待遇で関税が譲許されたことを条件に、途上国の自主的自由化に対し、一定の配慮を与える。
- ・ 従量税については、別途決定される方法で、従価税に換算し、従価税で譲許する。
- ・ 譲許率が [ 35 ] % 以下の国には関税削減方式による引下げを求めず、 [ 100 ] % 譲許を求める。譲許する際には、平均関税率が途上国の譲許品目の平均関税率となるよう求める。

#### 2. 分野別関税撤廃・調和

分野別関税撤廃・調和はドーハ閣僚宣言の目的を達成するためのもう一つの鍵となる要素であると認識。特に途上国の輸出関心品目を考慮し、すべての加盟国の参加が重要であると認識。製品の範囲、参加及び途上国についての柔軟性を定義することを視野に入れて議論を継続。

#### 3. 途上国配慮

途上国に対して、より長い実施期間の適用を認める。各国の品目数及び輸入額の [ 10 ] % の範囲内で、関税削減方式による引下げ幅の半分以上引き下げるか、または例外として、各国の品目数及び輸入額の [ 5 ] % の範囲内で非譲許維持又は関税削減方式の不適用を認める。ただし、関税分類の一つの類各分野 (HS 2 桁) 全体を除外してはならない。

#### 4. 後発開発途上国配慮

後発開発途上国に対しては、関税削減方式の適用、分野別関税撤廃への参加を求めないが、譲許率の実質的な向上を求める。

後発開発途上国の多角的貿易体制への統合の観点から、[...]年までに先進国及び一部途上国が後発開発途上国産品に対する無税無枠措置を自発的に付与することを呼び掛け。

#### 5. 補完的モダリティ

分野別関税相互撤廃、分野別関税相互調和、国別品目別交渉方式等の補完的モダリティの可能性を検討。

先進国及びその他の希望する国は低関税の撤廃についても検討。

#### 6. 非関税障壁

非関税障壁が交渉の不可欠な部分であることを認識。すべての加盟国が

2003年10月31日（注）までに非関税障壁の通報を行うことを促す。

非関税障壁に関するモダリティは、国別品目別方式、分野横断方式、分野別方式等を含む。非関税障壁についても、途上国に対する何らかの特別かつ異なる待遇を十分に考慮する。

（注）ヨハンソン議長は通報期限の再設定を提案している。

#### 7．特恵の侵食、関税収入への高依存

特恵に依存している国や関税収入への依存が高い国が、交渉の結果として直面する問題について、交渉の中で考慮する。

#### 8．環境物品

貿易と環境委員会特別会合と協力して環境物品の問題を検討。

（注）従来のジラル前議長モダリティ要素案（改訂版）は交渉グループの今後の作業の参考。

（以上）



# 大島議長案(農業交渉関係部分)の全体的なポイントと各国の反応

主な論点は、先進国の重要品目の取扱い、途上国の特別品目の取扱い、国内支持における青の政策の要件

- ・重要品目に関する記述の具体性を維持
- ・関税の上限設定や低関税輸入枠の拡大義務付けに反対
- ・品目別AMSには反対
- ・青の政策の要件緩和を認めるべきでないと主張

日本・G10

- ・関税への上限設定導入を主張
- ・重要品目の数を限定
- ・高関税の重要品目に厳しい規律
- ・途上国の特別品目には一定の規律が必要
- ・自国の国内向け補助金を青の政策として位置付けるべく主張

米 国

E U

大島議長案(農業)

インド・ブラジル等  
途上国(G20)

- ・重要品目に関する記述の具体性を維持
- ・低関税輸入枠の拡大義務付けに反対
- ・輸出信用についての規定をより精緻に記述することを主張

- ・途上国の特別品目について、品目数を一定の割合とするとともに、品目の選択を自己申告制にするなど、規定の具体化を主張

SPフランス'(G33)

- ・重要品目の数が多すぎるとして、その決定の先送りを主張
- ・途上国の特別品目の扱いをより具体化すべきと主張
- ・米国を牽制するため、青の政策の位置付けに関する議論の先送りを画策